

議員提出議案第 4 号

太陽光発電施設の適正立地に向けた法律の制定に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年10月6日提出

提出者 熊本県議会議員

藤川隆夫  
鎌田 聡  
城下広作

熊本県議会議長 小早川 宗 弘 様

## 太陽光発電施設の適正立地に向けた法律の制定に関する意見書

2020年10月、日本は2050年カーボンニュートラルを宣言した。その実現のためには、あらゆる選択肢を追求していく必要があり、その中でも太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入などによる電力部門の脱炭素化が不可欠である。

固定価格買取制度（F I T）の施行以来、着実に導入量を拡大してきた太陽光発電ではあるが、一方では発電施設の立地に伴い、景観など周辺環境への影響や災害発生のおそれ懸念され、地域住民の不安を招いている事案も発生している。

近年では気候変動に伴う大規模災害が発生しており、殊に本年7月に発生した熱海市土砂災害を契機として、地域住民の開発に対する不安は一段と高まったと言える。

よって、国におかれては、このような不安や懸念を解消しつつ、地域と共生する太陽光発電の導入を推進するために、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

### 記

- 1 発電施設の事業計画認定において、国は、立地自治体から意見聴取の機会を設け、地域住民への事業説明会の開催とその結果報告を事業者に義務付けるよう、関係法令整備を早急に行うこと。
- 2 発電施設の建設中のみならず、運転開始以降も調整池等防災施設をはじめとする事業地の維持管理が適切に行われるよう、関係法令整備を早急に行うこと。
- 3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正により、廃棄費用の外部積立てが義務化されることとなったが、発電終了後に回収される太陽光パネルのリサイクルなど適切な処理が行われる技術が確立されるよう、取組を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会 議長 小早川 宗 弘

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	岸田文雄様
農林水産大臣	金子原二郎様
経済産業大臣	萩生田光一様
国土交通大臣	斉藤鉄夫様
環境大臣	山口壯様
内閣府特命担当大臣	二之湯智様
( 防 災 )	